



成迫社会保険労務士法人
 松本事務所 TEL 0263-33-2223
 長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
 松本事務所 TEL 0263-38-7300
 長野事務所 TEL 026-291-4160
 飯田事務所 TEL 0265-25-0261

災害、緊急時の労務管理 Q&A

今年も地震や集中豪雨、台風さらにミサイル発射等、様々な災害・緊急事態(以下、災害等)に見舞われました。これらの災害等により直接被害を受けなくとも交通に影響が出て従業員が正常に通勤できず、業務に影響をもたらすこともあります。そのような時どのように対応すべきか Q&A 形式で解説いたします。

Q.1 事業所は正常に運営したが、災害等の影響によって交通機関がストップしたため従業員が出勤できなかった場合や遅刻した場合の従業員の賃金や勤怠上の取扱い



A.1 事業所に非はないため、従業員が有給休暇を申請しない限り、欠勤、遅刻扱いで問題ありません。休業手当も支払う必要はありません。ただし、いつもより早く家を出たがために被災してしまうケースもあります。状況を考慮した上で、就業時間をずらしたり、賃金カットはしないように配慮することも従業員との関係性においては重要です。

Q.2 台風直撃や J アラートにより防災放送で建物内に留まるよう指示があった場合の取扱い

A.2 出勤日であれば従業員は出勤してきますが、会社には安全配慮義務が課せられています。もし従業員が出勤時に被災した場合には責任を問われる可能性が十分にあります。従業員の安否の確認、防災放送を優先し、命を危険に晒してまで出社してこないよう指示することが重要です。

Q.3 自宅待機を命じた場合の取扱い

A.3 自宅待機であっても使用者の指示によりすぐに出勤できる状態で待機させる場合には、使用者の指揮命令下に置かれていると考えられ労働時間となります。つまり賃金の支払いが必要になります。災害時でも従業員を出社させなければならない状況を除いては、従業員が自己の判断で出社できるようにし、不要に従業員を拘束しないようにしましょう。自由出社とした場合、従業員は指揮命令下にありませんので、出社しなかった従業員へ制裁を課すことは出来ないことに注意しましょう。

災害時には事業主が判断しなければならないことが多々あり、業種によって対応の難易度は異なります。これから降雪による災害、交通の乱れが考えられます。従業員への連絡方法、まとめ役の確認などを再確認いただき、まだ検討されていない事業所は、この機会に整備してはいかがでしょうか。 塩原 正行

扶養の範囲を確認して家族手当も見直しましょう

平成 30 年より所得税の配偶者の扶養範囲が 103 万円から 150 万円へ改正されます。社会保険の扶養、所得税の扶養や年齢など、家族手当の基準は、会社によって様々ですが、配偶者や子供がいる社員に対し、家族手当を支給している場合は、扶養を確認し支給額について見直しをしましょう。

◇チェックポイント

- ・以下の基準を満たしている社員へ家族手当が支給されていますか？
- ・対象から外れる、もしくは対象となる家族がいませんか？



○家族手当の支給基準

1. 所得税の扶養範囲

○確認事項

1 人あたり収入 150 万円まで ※103 万円から範囲が拡大しました。

2. 社会保険の扶養範囲

1 人あたり収入 130 万円まで ※従業員 501 人以上の企業は 106 万円までです。

3. お子さんの年齢

「18 歳以下」など年齢を定めている場合は、当年中のお子さんの満年齢を確認しましょう。